21383_岐阜県安八町_物価交付金r5補正以降_r5_翌債

物価_翌債

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	岐阜県
地方公共団体名	安八町
都道府県・市町村コード（5桁）	21383
担当部局課名	総務課
担当者氏名	桑原 毅
電話番号	0584-64-7100
メールアドレス	zaisei@town.anpachi.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）		
	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	63,317
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	49,840
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	2,500
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	42,000
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	4,133
	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	49,840
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	1,780
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	–
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	31,141
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	–
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	–
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	42,000
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	4,133
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	31,141
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	49,840
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	1,780
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	42,000
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	4,133
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
配分予定額計	128,894
移替先	総務省

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年11月通知分）		31,141
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和5年11月通知分）	49,840
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年1月通知分）	–
小計 交付限度額②		49,840
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和5年11月通知分）	1,780
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③（令和6年1月通知分）	–
小計 交付限度額③		1,780
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④（令和5年12月通知分）		101,270
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤（令和5年12月通知分）		7,498
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年1月通知分）		–

	自動計算分	–
	手動入力分	–
本省繰越希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計：自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）		–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）		–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）		–
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費） 交付限度額④に係る希望額）		59,270
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費） 交付限度額⑤に係る希望額）		3,365
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）		–
交付限度額計		191,529

区分		No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B3 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期 ※可変部分 ※この他は変えれません。	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP,広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2（事業の終期が令和6年3月を超えることが見込まれる場合、その事情） ※可変部分 ※この他は変えれません。	備考3	自治体での予算区分
												合計	190,040	161,790	63,317	49,840	2,500	42,000	4,133	–	28,250												
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	安八町低所得世帯価格高騰臨時支援事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		52,340	52,340	–	49,840	2,500	–	–	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 712世帯×70千円 事務費 2500千円 事務費の内容 ［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費 として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯（712世帯）	–	○	–	R6.2	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件 キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	安八町住民税均等割のみ課税世帯価格高騰臨時支援事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		35,122	35,122	–	–	–	33,000	2,122	–	–	①物価高騰が続く中で低所得者世帯への支援を行うことで、住民税均等割のみ課税世帯を対象に経済的負担軽減を図る。 ②対象世帯への給付金及び事務費 ③給付金 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 330世帯×100千円 事務費 2,122千円 事務費の内容［需用費（事務用品費等） 役務費（郵送料等） 業務委託費 人件費 として支出］	–	○	–	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件 キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
差押禁止法の対象範囲	こども加算（一体給付）	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	安八町低所得者の子育て世帯価格高騰臨時支援事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		11,011	11,011	–	–	–	9,000	2,011	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯のうち18歳未満の子どものいる世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の低所得世帯に属する18歳未満の子ども 180人×50千円 事務費 2011千円 事務費の内容［需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 その他 として支出］	–	○	–	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件 キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
※事務連絡参照	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4											–	–	–	–	–			–													
※事務連絡参照	調整給付（一体給付）	5											–	–	–	–	–			–													
※事務連絡参照	給付支援サービス（一体給付）	6											–	–	–	–	–	–	–														
※事務連絡参照	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費	7											–	–				–	–	–	–												
※事務連絡参照	一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8											–	–	–	–	–			–	–												
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9											–	–		–	–			–													
		10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	生活者物価高騰対策臨時支援事業（プレミアム商品券事業）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	③消費下支え等を通じた生活者支援		65,577	37,327	37,327						28,250	①コロナ禍における価格高騰により影響を受けた、町民に対するエネルギー価格高騰対策支援として、プレミアム付き商品券（10000円分の商品券を5000円にて販売、1世帯当たり1冊）を販売し、生活者支援および地域経済の活性化をはかる。 ②報酬、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、補助金 ③事務用品 300千円 商品券等印刷 2000千円×1.1＝2200千円 郵送代 580円×5650世帯＝3277千円 補助金 10千円×5650世帯分＝56500千円 会計年度任用職員 220千円×5月×3人＝3300千円 その他 商品券販売代金 28,250千円 ④住民、事業者	–	–	–	R6.2	R6.4以降	発行総数にかかる換金率70%	ホームページ	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件 キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
		11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	生活者物価高騰対策臨時支援事業（生活用品配布事業）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰に直面するすべての世帯に対し、生活必需品を配布することにより、日常生活を営むための経済的支援となるため。	9,040	9,040	9,040						–	①コロナ禍における価格高騰により影響を受けた、全世帯に対するエネルギー価格高騰対策支援として、生活必需品を配布し生活者支援および地域経済の活性化をはかる。 ②消耗品費 ③生活必需品 トイレットペーパー 第1回 600円×5,650世帯＝3390千円 指定ゴミ袋 第2回 1000円×5,650世帯＝5,650千円 ④住民	–	–	–	R6.2	R6.4以降	対象世帯に対する配布率100%	ホームページ	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件 キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
		12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	生活者物価高騰対策臨時支援事業（防災備蓄品配布事業）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰に直面するすべての世帯に対し、災害時に必要な防災備蓄を配布することにより、日常生活を営むために経済的支援となるため。	16,950	16,950	16,950						–	①コロナ禍における価格高騰により影響を受けた、全世帯に対するエネルギー価格高騰対策支援として、防災備蓄品等を配布し生活者支援および地域経済の活性化をはかる。 ②消耗品費 ③保存水・携帯用トイレ 3000円×5,650世帯＝16950千円 ④住民	–	–	–	R6.3	R6.4以降	対象世帯に対する配布率100%	ホームページ	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件 キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
		13											–	–																			
		14											–	–																			
		15											–	–																			
		16											–	–																			
		17											–	–																			
		18											–	–																			
		19											–	–																			
		20											–	–																			
		21											–	–																			
		22											–	–																			
		23											–	–																			
		24											–	–																			
		25											–	–																			
		26											–	–																			
		27											–	–																			
		28											–	–																			
		29											–	–																			
		30											–	–																			
		31											–	–																			
		32											–	–																			
		33											–	–																			
		34											–	–																			
		35											–	–																			
		36											–	–																			
		37											–	–																			
		38											–	–																			
		39											–	–																			